

令和3年度佐賀県教育委員会免許法認定講習講座一覧表

NO	取得できる免許状の種類	免許法施行規則に定める科目	各科目に含めることが必要な事項	開設講座番号及び講座名	単 位	講習期日及び講習期間	定員(人)	指導講師名	会場
1	小一・二種免 中一・二種免 高一種免	教 職	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	① 教育相談	1	令和3年 10月30日(土) 10月31日(日)	40	佐賀大学 准教授 石井宏祐	佐 賀 大 学 他
	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法						
2	養教一種免	養 護	養護に関する科目	② 健康相談論	1	令和3年 9月25日(土) 9月26日(日)	20	西九州大学 准教授 大家さとみ	
3	特支一・二種免	特 別 支 援 教 育	特別支援教育領域に関する科目	③ 聴覚障害児の心理・生理及び病理	1	令和3年 11月13日(土) 11月14日(日)	100	愛媛大学 教授 加藤哲則	
4	特支一・二種免		特別支援教育領域に関する科目	④ 病弱者の生理・病理	1	令和3年 8月2日(月) 8月3日(火)	60	医療法人周継会 理事長 久野建夫	
5	特支一・二種免		特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目(中心となる領域:聴覚)	⑤ 肢体不自由児者の心理・生理・病理	1	令和3年 9月18日(土) 9月19日(日)	100	佐賀大学 講師 日高茂暢

6	特支一・二種 免	特 別 支 援 教 育	特別支援教育 領域に関する 科目	心身に障害のある幼 児、児童又は生徒の教 育課程及び指導法に 関する科目（中心とな る領域：視覚障害者）	⑥ 視覚障害 者の教育 課程と指 導法	1	令和3年 11月6日(土) 11月7日(日)	100	福岡教育大学 教授 中村貴志	佐 賀 大 学 他
7	特支一・二種 免		特別支援教育 領域に関する 科目	心身に障害のある幼 児、児童又は生徒の教 育課程及び指導法に 関する科目（中心とな る領域：肢体不自由）	⑦ 障害児（肢 体不自由 者）学習指 導法	1	令和3年 10月16日(土) 10月17日(日)	100	佐賀大学 教授 芳野正昭	
8	特支一・二種 免		免許状に定め られることと なる特別支援 教育領域以外 の領域に關す る科目	心身に障害のある幼 児、児童又は生徒の教 育課程及び指導法に 関する科目（中心とな る領域：重複・LD 等 領域、含む領域：なし ）	⑧ 発達障害 児心理療 法	1	令和3年 10月30日(土) 10月31日(日)	100	佐賀大学 教授 松山郁夫	

※文部科学省認定申請中

○講義時間割 1校時（9：00～10：30）、2校時（10：45～12：15）、昼休み（12：15～13：15）
（No1, 3, 5, 6, 7, 8） 3校時（13：15～14：45）、4校時（15：00～16：30）

（No2, 4） 1校時（9：20～10：50）、2校時（11：05～12：35）、昼休み（12：35～13：25）
3校時（13：25～14：55）、4校時（15：10～16：40）

○会場 佐賀大学 本庄キャンパス（No1, 3, 5, 6, 7, 8）

佐賀県立男女共同参画センター・佐賀県立生涯学習センター（通称：アバンセ）（No2）

佐賀市東与賀農村環境改善センター（No4）

※会場および日程は変更になる場合があります。

令和3年度佐賀県教育委員会免許法認定講習実施要項

佐賀県教育委員会

1 目的

本講習は教育職員免許法及び同法施行規則の規定に基づき、小学校教諭一・二種、中学校教諭一・二種、高等学校教諭一種、養護教諭一種及び特別支援学校教諭一種・二種免許状を取得させ、現職教員の資質の向上を図る。

2 主催

佐賀県教育委員会

3 指導大学

佐賀大学

4 開設講座及び日程等

別添「令和3年度佐賀県教育委員会免許法認定講習講座一覧表」のとおり

5 会場

佐賀大学 本庄キャンパス（佐賀市本庄町1番地）

佐賀県立男女共同参画センター・佐賀県立生涯学習センター（通称：アバンセ）

（佐賀市天神3丁目2-11）

佐賀市東与賀農村環境改善センター（佐賀市東与賀町大字田中425）

6 受講対象者

- (1) 小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する教員で、小学校教諭、中学校教諭の二種免許状を有し、一種免許状取得に必要な単位を修得しようとする者
- (2) 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する教員で、現に勤務する校種と隣接する校種の免許状取得に必要な単位を修得しようとする者
- (3) 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する養護教諭で、養護教諭二種免許状を有し、一種免許状取得に必要な単位を修得しようとする者
- (4) 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する教員で、特別支援学校教諭二種免許状又は同一種免許状取得に必要な単位を修得しようとする者
- (5) 高等学校及び特別支援学校に勤務する実習助手等で、高等学校教諭一種免許状取得に必要な単位を修得しようとする者

※ 講師等で受講対象となるのは、臨時的任用職員で受講申込み時から講習受講時までの間任用されている者。

7 経費

受講料は徴収しません。ただし、資料代（テキスト）等が必要な場合は受講者負担とします。

8 受講申込み方法

- (1) 受講希望者は、様式2（個票）に必要事項を記入して、学校長へ提出してください。
- (2) 学校長は、様式1（集計表）に必要事項を記入して、受講希望者から提出された様式2（個票）を添付し、次により提出してください。

ア 佐賀県内の市町立小・中・義務教育学校の場合

所轄市町教育委員会へ提出 7月6日（火） 必着

イ 佐賀県内の県立学校、佐賀大学附属学校及び私立学校の場合

佐賀県教育庁教職員課へ提出 7月6日（火） 必着

ウ 県外の学校の場合（郵送）

佐賀県教育庁教職員課へ提出 7月6日（火） 必着

送付先：〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1-59

佐賀県教育庁教職員課免許担当

必ず学校長が送付してください。（個人の申込みは受け付けません）

※返信用封筒を同封すること。

・角2型封筒。

・140円切手を貼付してください。

・宛て名は学校長として、郵便番号、住所を記載してください。

(3) 留意事項

- ・小学校・中学校・高等学校教諭免許取得希望者は1講座、養護教諭免許取得希望者は2講座まで、特別支援学校教諭免許希望者は3講座まで申込みができます。
- ・開設講座番号「①と⑧」は同日開催のため、両方を申込むことはできません。

9 単位の認定

- (1) 各講座とも当該単位の課程として認められた授業時間数について、その5分の1以上の欠席、遅刻、早退等があれば、単位認定の対象になりません。また、台風等により講習を中止した場合も単位認定の対象になりません。
- (2) 試験結果によって各講師の判定結果、合格と認定され、かつ、(1)を満たす授業時間数以上の出席があった者に単位の認定を行います。

10 受講決定の通知

受講決定の通知書は、7月中旬～下旬に学校長に対して送付する予定です。

※7月26日(月)までに通知書が届かない場合は、教職員課免許担当へ電話にて確認すること。

- (1) 佐賀県内市町立小・中・義務教育学校の受講希望者には、市町教育委員会を經由して学校長に送付します。
- (2) 佐賀県内の県立学校、佐賀大学附属学校、私立学校及び県外の学校の受講希望者には、直接学校長に送付します。
- (3) 各講座とも、県内の受講希望者及び取得しようとする免許状に相当する校種の学校に勤務する者を優先します。また、定員を上回る申込があった場合は、受講希望者の修得単位等を考慮し決定します。

11 その他

- (1) 受講許可の通知後に受講の取消しがないう、学校行事等に留意して申込みを行ってください。
なお、やむを得ない事情で受講できなくなった場合は、速やかに学校長に申し出てください。学校長は、別紙3「欠席届」を受講申込みと同じ経路方法で県教職員課へ提出してください。

(2) 駐車場について

【会場：佐賀大学(本庄キャンパス)】

佐賀大学構内には駐車できません。

駐車場がありませんので、公共交通機関を利用してください。

【会場：アバンセ】

駐車場が使用できます。

【会場：佐賀市東与賀農村環境改善センター】

8月2日(月) 駐車場が使用できます。

8月3日(火) 隣接する東与賀小学校グラウンドに駐車してください。

※佐賀大学(本庄キャンパス)については、佐賀市営バスの時刻表を添付しておりますので、参考にしてください。

- (3) 通知書、単位修得証明書等への氏名の記載はJIS第1水準、第2水準漢字で行います。それ以外の外字については相当する漢字で記載します。

※ 取得した個人情報については、令和3年度教育委員会免許法認定講習のみ使用し、それ以外には使用しません。

※ 今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、やむを得ず中止する場合があります。

【問い合わせ先】

〒840-8570

佐賀市城内一丁目1-59

佐賀県教育庁教職員課免許担当(担当：出雲)

電話 0952-25-7226

FAX 0952-25-7319